

(趣旨)

第1条 この規則は、岡山市都市計画審議会条例(平成12年市条例第3号。以下「条例」という。)第7条の規定に基づき、岡山市都市計画審議会の運営について必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 会長(部会にあっては、部会長。以下同じ。)が会議を招集するときは、会議の日の3日前までに日時、場所及び議題を委員に通知するものとする。ただし、緊急をやむを得ない場合は、この限りでない。

(会議の非公開)

第3条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、会議を公開しないことを出席委員の過半数をもって決定したときは、この限りでない。

- (1) 岡山市情報公開条例(平成12年市条例第33号)第5条各号に該当すると認められる情報を含む事項を審査する場合
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事進行に著しい支障を生ずると認められる場合

2 公開されない会議の議事録は、公表しない。

(議場における秩序の維持)

第4条 会議中における発言は、すべて議長の許可を受けなければならない。

2 議長は、議場が騒然として整理することが困難であると認めるときは、会議を閉じ、又は中止することができる。

(代理出席)

第5条 条例第5条第4項の規定により関係行政機関又は岡山県の職員のうちから任命された委員の代理の職員が出席する場合には、当該委員は代理出席届(別記様式)を会長に提出しなければならない。

(議事録の作成)

第6条 会長は、会議が終了したときは議事録を作成し、会長の指名した委員2人の署名を受けるものとする。

(傍聴)

第7条 会議を傍聴しようとする者(以下「傍聴人」という。)は、議長の許可を受けなければならない。

2 傍聴人は、傍聴席においては、会議の言論に対する賛否の表明、拍手、私語、談笑等会議の妨げとなるような行為をしてはならない。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会及び部会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会及び部会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成15年市規則第14号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年市規則第24号)
この規則は、平成23年4月1日から施行する。